令和７年外務省令第１５号
「領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令」

令和７年１２月１７日
外務省領事局政策課

１　改正の概要

「領事官の徴収する手数料の額を定める省令」（昭和２７年外務省令第４号）に定める領事官の徴収する手数料の額について、令和８年１月１日からブルガリアにおいて同国の通貨をもって徴収する額を改定する。

２　改正の理由

（１）ブルガリア政府は、令和８年１月１日から法定通貨としてユーロ貨を導入する予定である。これを受けて、令和７年１月７日付け財務省告示第３号にて公示された令和７年度出納官吏レート（本邦貨と外国貨の換算レート）が改正され、同レートは令和８年１月１日から適用される予定である。

（２）上記（１）に伴い、令和７年度出納官吏レートに基づき制定されていた「領事官の徴収する手数料の額を定める省令」（昭和２７年４月１日外務省令第４号）の別表第一及び別表第二の表中に定められているブルガリアにおいて同国の通貨をもって領事官の徴収する手数料の額について、令和８年１月１日から変更が必要となった。

（了）